

平成 20 年 9 月 3 日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛
(コード 3890 大証第2部)
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久
(TEL 06 6933 1805)

株式会社ゼネラルホールディングスによる 当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 3 日開催の取締役会において、株式会社ゼネラルホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当社を 100%子会社化する予定であること、及びその後当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社ゼネラルホールディングス	
(2) 事 業 内 容	当社の株式等の取得及び保有等	
(3) 設 立 年 月 日	平成 19 年 7 月 3 日	
(4) 本 店 所 在 地	大阪市城東区中央二丁目 15 番 20 号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北田 猛	
(6) 資 本 金	10,000 千円（平成 20 年 3 月 31 日現在）	
(7) 大株主及び持株比率	北田 猛 100.00%	
(8) 買付者と当社等の関係	資 本 関 係	公開買付者は当社の発行済株式数の 0.06%を保有しています。
	人 的 関 係	当社の代表取締役社長である北田猛は、公開買付者の代表取締役社長を兼任しています。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

	<p>関連当事者への該当状況</p>	<p>該当事項はありません。</p>
--	--------------------	--------------------

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 20 年9月3日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記(3)及び(4)に記載のとおり、賛同の意見を表明することを決議致しました(以下、当該決議を「賛同表明取締役会決議」といいます。)。したがって、当社は当社の株主及び第1回新株予約権の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

(2) 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の代表取締役社長である北田猛が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社であります。本日現在において、公開買付者は、当社の普通株式を 10,000 株所有しております。なお、北田猛は公開買付者の代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、当社の発行済株式のうち当社が保有する自己株式を除いた全株式、及び当社が第三者に付与している全ての新株予約権(以下「当社の全株式等」といいます。)を取得することにより、当社を非上場化させるための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施するものであります。

本公開買付けは、当社の経営陣によるマネジメント・バイ・アウト(MBO(注))である本取引の一環として行われるものであり、当社の取締役会の賛同のもと、友好的に当社の全株式等を取得するために公開買付者により金融商品取引法に基づいて行われるものです。当社の代表取締役社長である北田猛及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたる予定です。

(注) マネジメント・バイ・アウト(MBO)とは、一般的に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、オリックス株式会社(以下「貸付人」といいます。)から 7,000 百万円を上限として借入を行う予定です(以下「買収ローン」といいます。)。買収ローンに係る契約では、貸付人が承諾した費用等以外の支出、貸付人以外からの借入その他公開買付者の一定の行為(貸付人が承諾していない債務及び保証債務の負担、担保の追加差し入れ、他社株式の取得及び保有以外の事業の実施、主たる事業内容及び貸付人が重大と認める経営陣の変更等)を、公開買付者が貸付人の書面による同意を得ることなく行わない義務その他の事項が規定されることが予定されています。

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社に対する種類株式の第三者割当増資により、2,000 百万円を限度として調達する予定です。なお、同種類株式には議決権が付されない予定ですので、当該増資後も北田猛が公開買付者の議決権を有する株式の全てを保有することになりますが、同種類株式には、会社法(平成 19 年 6 月 27 日法律第 99 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。)第 309 条第 2 項各号に定められている、株主総会特別決議事項等についての拒否権が与えられる予定です。

なお、本公開買付けが成立した場合、北田猛は、公開買付者の普通株式の第三者割当増資(払込金額の総額 600 百万円)を引き受け、その保有する当社株式を本公開買付けに応募したことによって得た金員のうち 600 百万円を公開買付者に払い込む予定であります。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、大正 3 年(1914 年)に和紙カーボン紙の製造・販売を目的とする東洋複写紙合資会社として創業いたしました。創業後、商品の品質改良に力を注いだ結果、当社の「ミカド印」の和紙カーボン紙は全国の銀行・企業に普及いたしました。時代の流れに応じていち早く洋紙カーボン紙「ゼネラル」の製造・販売事業にも乗り出し、結果、当社の

商品は全国を抑え、カーボン紙でトップシェアを占めるに至りました。当社は、株式会社への改組、商号変更等を経ながらも、カーボン紙メーカーを出発点として構築したお客様からの信頼、塗工技術を武器に、ファブリックリボン、熱転写リボン等のOA関連商品の製造販売、リユーストナーカートリッジの販売等にも進出し、順調に事業を拡大して参りました。

しかしながら、近年では、企業活動のペーパーレス化・IC化の推進によるOA関連業界の市場規模縮小、原油高に始まる材料コストの増大及び運賃等の経費増加、並びに、OA関連事業・トナー関連事業における販売競争の激化等により、当社グループを取巻く経営環境は厳しいものとなっております。

当社は、このような経営環境に機動的に対応するため、平成17年に持株会社体制へと移行し、創業以来培ってきた塗工技術を生かせる事業に経営資源を投下する一方、不採算事業の売却を行って参りました。具体的には、印字媒体製品のグローバルな供給体制の強化、トナーリサイクルビジネスの生産拠点の統合化並びに市場調査・顧客情報に基づいたリユース商品群の確立及び品質向上のための研究開発、平成19年4月の当社の子会社であるゼネラル興産株式会社の株式交換による完全子会社化、平成19年12月の当社完全子会社であるゼネラルテクノロジー株式会社が営んでいた昇華型熱転写記録材の製造及び販売事業の大日本印刷株式会社に対する譲渡等が挙げられます。

しかしながら、当社グループを取巻く経営環境は依然として厳しく、主力商品であるOA関連業界では関連機器の技術革新により商品の多様化と短命化が進み、競争のより一層の激化が想定されます。また、トナーカートリッジのリサイクルビジネスにおきましても、消費者の環境保護意識の定着等によりリユースカートリッジの普及率は向上しておりますが、今後品質による商品の差別化が進み、更なる価格及び品質の競争力が求められる状況となっております。

そのため、当社は、事業の選択と集中に関する一層の機動力の強化、成長の見込める既存事業及び新規事業への迅速な経営資源の投下等、抜本的な事業改革が喫緊の経営課題であると認識しております。

ただし、かかる抜本的な事業改革を実行する過程では、一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらは当社の業績のみならず、当社の株主及び第1回新株予約権者の皆様に対しても短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。そこで、当社が、中長期的に企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な改革を機動的に実現するためには、短期的な業績に左右されることなく、株主、経営陣及び従業員が一体となってかかる抜本的な事業改革に取り組む必要があると考えました。そのため、当社は、上記の抜本的な改革を実施した上で、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、本取引が必要であると考えました。

以上の通り、当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主及び第1回新株予約権者の皆様にその保有する株式及び第1回新株予約権の売却の機会をご提供しつつ、非上場化を目指す本取引を行うことが最善の手段であるとの結論に至りました。そして、下記(4)に記載のとおり、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格は当社の株主及び第1回新株予約権者の皆様にとって適正なものであり、本公開買付けは当社の株主及び第1回新株予約権者の皆様に合理的な売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決定致しました。

(4) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の評価を依頼し、株式評価報告書の提出を受けました。朝日税理士法人は当社の株式価値を算出するにあたり、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、恣意性が排除され、客観性に優れた市場株価法及び合理性と論理性に優れたDCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：311円～530円

DCF法：519円～585円

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下のa)乃至d)における最小値で

ある 311 円から最高値である 530 円であるとの説明を受けております。

- a) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 311 円、当該 1 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 373 円及び当該 1 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 435 円
- b) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 331 円、当該 3 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 397 円及び当該 3 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 464 円
- c) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 343 円、当該 6 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 412 円及び当該 6 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 481 円
- d) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 1 年単純平均値 379 円、当該 1 年平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 454 円及び当該過去 1 年平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 530 円

公開買付者は、上記の評価結果を参考にし、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価法による評価額の最大値である 530 円から、投資採算性の確保が可能となる DCF 法による評価額の最大値である 585 円のレンジを、1 株当たりの評価額とし、検討を進めました。さらに、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、当社と協議・交渉した結果、最終的に平成 20 年 9 月 3 日に本公開買付価格を 580 円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる取締役決定の日の前営業日である平成 20 年 9 月 2 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における終値 303 円に対して 91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 308 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 325 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 339 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 3 号及び府令第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第 1 回新株予約権をも含めておりますが、第 1 回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者は、権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要するという条件）等に照らして、第 1 回新株予約権の買付価格を 1 個につき 1 円と設定しています。

一方、当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の 1 つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるなぎさ監査法人を独自に選定し、当社の株式価値算定を依頼しました。

なぎさ監査法人は、当社の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて当社の株式価値を算定しました。そして、当社取締役会は、平成 20 年 8 月 29 日に、なぎさ監査法人から当社の株式価値の算定に関する株価算定書を取得しました。なぎさ監査法人は、当社の株式価値を算定するに際して、当社より提出した事業計画等に基づき、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価方式、DCF 法を用いて当社の株式価値算定を行いました。かかる株価算定書では、1 株当たり株式価値は市場株価方式では 305 円から 344 円、DCF 法では 543 円から 580 円として算定されています。

なお、市場株価方式については、当社の評価基準日を平成 20 年 8 月 29 日として、1 ヶ月出来高加重平均株価で 305 円、3 ヶ月出来高加重平均株価で 331 円、6 ヶ月出来高加重平均株価で 344 円と株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値を 305 円から 344 円と算定されています。

当社取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株価算定書の算定結果を参考とした上、当社のファイナンシャルアドバイザーである G C A サヴィアン株式会社（以下「G C A S」といいます。）の助言を受けなが

ら、慎重に検討いたしました結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、当社は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当たり、法律顧問として、当社及び公開買付者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。当社は、西村あさひ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。さらに当社取締役会は、法律顧問として、当社及び公開買付者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を独自に指名し、佐藤総合法律事務所から本取引に関する取締役会の意思決定の方法について法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成20年9月3日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の当社取締役会決議をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を30営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、公開買付者と当社は、()当社が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において当社の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において当社が担保権を有するタニヤマエンジニアリング株式会社(以下「タニヤマエンジニアリング」といいます。)名義の当社株式(当社の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「株式所有割合」といいます)14.29%)を同担保権の実行として本公開買付けに応募する方針を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

当社の代表取締役社長である北田猛は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る当社における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、本取引に関する全ての当社取締役会について、その審議及び決議に参加しておりません。また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。また、当社の取締役である北田恵一は、北田猛の実弟であることに鑑み、本取引に関する全ての当社取締役会について、その審議及び決議に参加しておりません。また、本取引に関し、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

当社の賛同表明取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛及び北田猛の実弟である北田恵一の2名以外の当社の取締役及び監査役の全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した当社の取締役の全員一致で決議されております。また、当社の監査役のうち永沢徹監査役以外の監査役はいずれも当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。なお、永沢徹監査役は、一般的にMBOの取引構造上、公開買付けを実施する者に出資する可能性のある発行会社の取締役についても、発行会社と利害が相反すると考えられるため、公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議に参加すべきではなく、本件においても公開買付者に当社の取締役が出資する可能性があるため、本公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議を行うべきではない、

また、中長期的な企業価値向上の観点より、北田猛氏以外の取締役も公開買付者へ出資すべきである、との意見を表明しております。この点、北田猛以外の当社の取締役は公開買付者へ出資の可能性はないものの、本公開買付け終了後も継続して当社の経営にあたり、企業価値向上に努めてゆく予定である旨を永沢徹監査役には説明しております。

(5) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項等)

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の株券等を株券等所有割合ベースで68.77%以上所有することとなりますが、本公開買付けにより、当社の全ての普通株式及び全ての第1回新株予約権を取得することができなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後、本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主及び第1回新株予約権者に対して当社株式及び第1回新株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者が当社の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。また、公開買付者は、上記手続きにより当社の全株式を所有した後、一定期間経過後、当社を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び 当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。また、当該株主総会において上記 のご承認を頂きますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記 を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記 乃至 を同一の株主総会に付議し、上記 を当該株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること（以下「本完全子会社化手続」といいます。）により実施することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、平成 21 年 1 月に開催を予定している当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、上記 乃至 を付議議案とすること及び上記 を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社の株券等を株券等所有割合ベースで 68.77%以上所有することになる予定であり、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付者が当社の全株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対して交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記 乃至 の手続に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（ ）上記 の普通株主に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って株主が当社に対してその有する株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第 118 条その他の関係法令の定めに従って第 1 回新株予約権者が当社に対してその有する第 1 回新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められています。これらの（ ）又は（ ）の方法による普通株式 1 株当たりの買取価格及び取得価格並びに第 1 回新株予約権 1 個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うために必要な手続等については、株主及び第 1 回新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。上記 乃至 の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株式所有状況及び公開買付者以外の当社株主による当社株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者が当社の全株式を所有することとなるよう、公開買付者以外の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。かかる方法を採用した場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。上記 乃至 の手続及び上記合併手続の実施の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表いたします。公開買付者は、これらの本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する当社における基準日設定公告等への協力を当社に要請する意向を有しております。

なお、本公開買付けは、上記本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

さらに、当社は、公開買付けの後において、未だ第 1 回新株予約権が残存する場合、公開買付者の要請により、第 1 回

新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。また、当社は、平成 20 年 9 月 3 日開催の取締役会において、平成 20 年 10 月期の期末配当（予定）の不実施を決議しております。

上記の各手続における税務上の取り扱いについては、株主及び第 1 回新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

（ 6 ）上場廃止の見込

前述の通り、公開買付者は、当社の非上場化（上場廃止）を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当した場合、当社株式を表章する株券は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、当社の全株式等の取得をすることを予定しています。その場合には当社株式を表章する株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社株式を表章する株券を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することは出来ません。

（ 7 ）公開買付者と当社の株主の間における応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の代表取締役社長である北田猛（株式所有割合 12.18%）からは、ゼネラル役員持株会の理事長として同持株会の会員から信託された当社株式 5,643 株を除いた当社株式（株式所有割合 12.14%）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、当社は、その保有する自己株式を処分しない予定であり、自己株式については本公開買付けへ応募しない予定です。もっとも、当社は、相生産業株式会社（以下「相生産業」といいます。）の当社に対する債務を担保するため、タニヤマエンジニアリングから、タニヤマエンジニアリングが保有する当社株式（株式所有割合 14.29%）に担保権の設定を受けており、かかるタニヤマエンジニアリング保有の当社株式については、善管注意義務の観点から特段の問題を生じさせる事由が生じていない限りは、当社が相生産業の当社に対する上記債務の弁済を受けるべく、当社にて上記担保権を実行し、同担保権の実行として本公開買付けに応募する予定であります。

3 . 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4 . 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5 . 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6 . 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（株式会社大阪証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

添付書類：「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 20 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラルホールディングス
代表者名 代表取締役社長 北 田 猛
問合せ先 事業企画部長 齊 藤 方 俊
(T E L : 06 - 6935 - 2330)

ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 9 月 3 日、ゼネラル株式会社（コード番号：3890 株式会社大阪証券取引所市場第二部 以下「対象者」といいます。）の普通株券及び新株予約権（平成 17 年 1 月 28 日開催の対象者定時株主総会及び平成 17 年 11 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。）の取得を目指した公開買付けを実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(2) 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である北田猛が本日現在において発行済株式の全てを保有する株式会社です。本日現在において、公開買付者は、対象者の普通株式を 10,000 株所有しております。なお、北田猛は公開買付者の代表取締役社長に就任しております。

公開買付者は、対象者の発行済株式のうち対象者が保有する自己株式を除いた全株式、及び対象者が第三者に付与している全ての新株予約権（以下「対象者の全株式等」といいます。）を取得することにより、対象者を非上場化させるための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

本公開買付けは、対象者の経営陣によるマネジメント・バイ・アウト（MBO（注））である本取引の一環として行われるものであり、対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の全株式等を取得するために公開買付者により金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づいて行われるものです。対象者の代表取締役社長である北田猛及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたる予定です。

（注）マネジメント・バイ・アウト（MBO）とは、一般的に、買収対象会社の業務執行を行う取締役の全部又は一部が金融投資家等と共同して資金を出資して、買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、オリックス株式会社（以下「貸付人」といいます。）から 7,000 百万円を上限として借入を行う予定です（以下「買収ローン」といいます。）。買収ローンに係る契約では、貸付人が承諾した費用等

以外の支出、貸付人以外からの借入その他公開買付者の一定の行為（貸付人が承諾していない債務及び保証債務の負担、担保の追加差し入れ、他社株式の取得及び保有以外の事業の実施、主たる事業内容及び貸付人が重大と認める経営陣の変更等）を、公開買付者が貸付人の書面による同意を得ることなく行わない義務その他の事項が規定されることが予定されています。

また、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「DPI」といいます。）に対する種類株式の第三者割当増資により、2,000百万円を限度として調達する予定です。なお、同種類株式には議決権が付されない予定ですので、当該増資後も北田猛が公開買付者の議決権を有する株式の全てを保有することになりますが、同種類株式には、会社法（平成19年6月27日法律第99号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第309条第2項各号に定められている、株主総会特別決議事項等についての拒否権が与えられる予定です。

なお、本公開買付けが成立した場合、北田猛は、公開買付者の普通株式の第三者割当増資（払込金額の総額600百万円）を引き受け、その保有する対象者株式を本公開買付けに応募したことによって得た金員のうち600百万円を払い込む予定です。

（3）本公開買付けを実施する背景及び実施する理由並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、大正3年（1914年）に和紙カーボン紙の製造・販売を目的とする東洋複写紙合資会社として創業いたしました。創業後、商品の品質改良に力を注いだ結果、対象者の「ミカド印」の和紙カーボン紙は全国の銀行・企業に普及いたしました。時代の流れに応じていち早く洋紙カーボン紙「ゼネラル」の製造・販売事業にも乗り出し、結果、対象者の商品は全国を抑え、カーボン紙でトップシェアを占めるに至りました。対象者は、株式会社への改組、商号変更等を経ながらも、カーボン紙メーカーを出発点として構築したお客様からの信頼、塗工技術を武器に、ファブリックリボン、熱転写リボン等のOA関連商品の製造販売、リユーストナーカートリッジの販売等にも進出し、順調に事業を拡大して参りました。

しかしながら、近年では、企業活動のペーパーレス化・IC化の推進によるOA関連業界の市場規模縮小、原油高に始まる材料コストの増大及び運賃等の経費増加、並びに、OA関連事業・トナー関連事業における販売競争の激化等により、対象者グループを取巻く経営環境は厳しいものとなっております。

対象者は、このような経営環境に機動的に対応するため、平成17年に持株会社体制へと移行し、創業以来培ってきた塗工技術を生かせる事業に経営資源を投下する一方、不採算事業の売却を行って参りました。具体的には、印字媒体製品のグローバルな供給体制の強化、トナーリサイクルビジネスの生産拠点の集積化並びに市場調査・顧客情報に基づいたリユース商品群の確立及び品質向上のための研究開発、平成19年4月の対象者子会社であったゼネラル興産株式会社の株式交換による完全子会社化、平成19年12月の対象者完全子会社であるゼネラルテクノロジー株式会社が営む昇華型熱転写記録材の製造及び販売事業の大日本印刷株式会社に対する譲渡等が挙げられます。

しかしながら、対象者グループを取巻く経営環境は依然として厳しく、主力商品であるOA関連業界では関連機器の技術革新により商品の多様化と短命化が進み、競争のより一層の激化が想定されます。また、トナーカートリッジのリサイクルビジネスにおきましても、消費者の環境保護意識の定着等によりリユースカートリッジの普及率は向上しておりますが、今後品質による商品の差別化が進み、更なる価格及び品質の競争力が求められる状況となっております。

そのため、対象者の代表取締役社長であり、かつ、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛は、事業の選択と集中に関する一層の機動力の強化、成長の見込める既存事業及び新規事業への迅速な経営資源の投下等、抜本的な事業改革が対象者の喫緊の経営課題であると認識しております。

ただし、かかる抜本的な事業改革を実行する過程では、一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらは対象者の業績のみならず、対象者の株主及び第1回新株予約権者の皆様に対しても短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。そこで、対象者が、中長期的に企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な改革を機動的に実現するためには、短期的な業績に左右されることなく、株主、経営陣及び従業員が一体となってこれに取り組む必要がございます。そのため、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛は、対象者が上記の抜本的な改革を実施した上で、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、本取引による非上場化が必要であると考えました。

以上の通り、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには、対象者の株主及び第1回新株予約権者の皆様にその保有する株式及び第1回新株予約権の売却の機会をご提供しつつ、本取引による対象者の非上場化を行うことが最善であるとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定したものです。

(4) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施した結果、市場株価法によれば311円から530円が相当であり、DCF法によれば519円から585円が相当であるとの評価を下しております。公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の取締役決定の日の前営業日である平成20年9月2日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値303

円に対して91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値308円（小数点以下を四捨五入。）に対して88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円（小数点以下を四捨五入。）に対して78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円（小数点以下を四捨五入。）に対して71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第8条第5項第3号及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第1回新株予約権をも含めておりますが、第1回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社の取締役、監査役、従業員であることを要するという条件）等に照らして、第1回新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しています。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるなごさ監査法人を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

なごさ監査法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取

締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成 20 年 8 月 29 日に、なぎさ監査法人から対象者の株式価値の算定に関する株価算定書を取得しました。なぎさ監査法人は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出した事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価方式、DCF法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。かかる株価算定書では、1株当たり株式価値は市場株価方式では 305 円から 344 円、DCF法では 543 円から 580 円として算定されています。

なお、市場株価方式については、対象者の評価基準日を平成 20 年 8 月 29 日として、1ヶ月出来高加重平均株価で 305 円、3ヶ月出来高加重平均株価で 331 円、6ヶ月出来高加重平均株価で 344 円と株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を 305 円から 344 円と算定されています。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株価算定書の算定結果を参考とした上、対象者のファイナンシャルアドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCA S」といいます。）の助言を受けながら、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当り、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、西村あさひ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。さらに対象者の取締役会は、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を独自に指名し、佐藤総合法律事務所から本取引に関する取締役会の意思決定の方法について法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 20 年 9 月 3 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の対象者取締役会決議（以下「対象者取締役会決議」といいます。）をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、()対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者が担保権を有するタニヤマエンジニアリング株式会社（以下「タニヤマエンジニアリング」といいます。）名義の対象者株式（対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）14.29%）を同担保権の実行として本公開買付けに応募する方針を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

対象者の代表取締役社長である北田猛は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。また、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。また、対象者の取締役である北田恵一は、北田猛の実弟であることに鑑み、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。また、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛及び北田猛の実弟である北田恵一の2名以外の対象者の取締役及び監査役全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役全員一致で決議されております。また、対象者の監査役のうち永沢徹監査役以外の監査役はいずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。なお、永沢徹監査役は、一般的にMBOの取引構造上、公開買付けを実施する者に出資する可能性のある発行会社の取締役についても、発行会社と利害が相反すると考えられるため、公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議に参加すべきではなく、本件においても公開買付者に対象者の取締役が出資する可能性があるため、本公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議を行うべきではない、また、中長期的な企業価値向上の観点より、北田猛氏以外の取締役も公開買付者へ出資すべきである、との意見を表明しております。この点、北田猛以外の対象者の取締役は公開買付者へ出資の可能性はないものの、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたり、企業価値向上に努めてゆく予定である旨を永沢徹監査役には説明しております。

(5) 本取引のうち本公開買付け後の取引

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が株式に換算した買付予定数(10,121,000株。以下「買付予定数」といいます。)を超える場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。これに対して、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合は、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、公開買付者は応募株券等を買付けません。本公開買付けが成立し、公開買付者が買付けを行った場合において、対象者の全株式等の一部を取得できなかったときは、公開買付者は、本公開買付け後、本取引の一環として、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主及び第1回新株予約権者に対して対象者株式及び第1回新株予約権の売却機会を提供しつつ、公開買付者が対象者の全株式を所有する手続を実施することを企図しています。また、公開買付者は、上記手続きにより対象者の全株式を所有した後、一定期間経過後、対象者を存続会社、公開買付者を消滅会社とする吸収合併を実施することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、定款の一部変更をして対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、定款の一部変更をして対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。)を付すこと、及び対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。また、当該株主総会において上記のご承認を頂きますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となり、上記について、会社法第111条第2項第1号に基づき、株主総会の決議の他、株式の内容として全部取得条項が付される普通株式に係る種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しています。当該株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記乃至を同一の株主総会に付議し、上記を当該株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議すること(以下「本完全子会社化手続」といいます。)により実施することを検討・要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、平成21年1月に開催が予定される対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、上記乃至を付議議案とすること及び上記を付議議案とする普通株主による種類株主総会を開催することの検討を開始しています。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者の株券等を株券等所有割合ベースで68.77%以上所有することになる予定であり、本完全子会社化手続を採用することが決定された場合、公開買付者は、上記本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端

数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却等の価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定される予定ですが、生じる端数の数及び会社法第 234 条第 2 項に基づく裁判所の決定内容等によっては、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定ですが、公開買付けが対象者の全株式を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付け以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記 乃至 の手續に関する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として（ ）上記 の普通株主に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主が対象者に対してその有する株式の買取請求を行うことができる旨、並びに会社法第 118 条その他の関係法令の定めに従って第 1 回新株予約権者が対象者に対してその有する第 1 回新株予約権の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記 の全部取得条項が付された株式の全部取得が上記本定時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主が裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨が定められています。これらの（ ）又は（ ）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格並びに第 1 回新株予約権 1 個当たりの買取価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申し立てを行うために必要な手續等については、株主及び第 1 回新株予約権者各位において自らの責任で確認されご判断いただくこととなります。上記 乃至 の手續については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付けの株式所有状況及び公開買付け以外の対象者株主による対象者株式の所有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付けが対象者の全株式を所有することとなるよう、公開買付け以外の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。かかる方法を採用した場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定ですが、この金銭が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

上記 乃至 の手續及び上記合併手続きの実施の詳細・時期等は現時点では未定ですが、決定次第、速やかに公表いたします。公開買付け者は、これらの本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会に関する対象者における基準日設定公告等への協力を対象者に要請する意向を有しております。

なお、本公開買付けは、上記本定時株主総会及び普通株主による種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

上記の各手續における税務上の取り扱いについては、株主及び第 1 回新株予約権者各位において税務の専門家にご確認下さい。

また、対象者は、本公開買付けの後において、未だ第 1 回新株予約権が残存する場合、公開買付け者の要請により、第 1 回新株予約権を消却するために必要な手續を行う場合があります。

（ 6 ） 上場廃止となる見込みである旨

前述の通り、公開買付け者は、対象者の非上場化（上場廃止）を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付け者は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、対象者の全株式等の取得をすることを予定しています。その場合には対象者の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者株式を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することは出来ません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における応募に係る重要な合意等に関する事項

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である北田猛（株式所有割合 12.18%）からは、ゼネラル役員持株会の理事長として同持株会の会員から信託された対象者株式 5,643 株を除いた対象者株式（株式所有割合 12.14%）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、対象者は、その保有する自己株式を処分しない予定であるとのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。もっとも、対象者は、相生産業株式会社（以下「相生産業」といいます。）の対象者に対する債務を担保するため、タニヤマエンジニアリングから、タニヤマエンジニアリングが保有する対象者株式（株式所有割合 14.29%）に担保権の設定を受けており、かかるタニヤマエンジニアリング保有の対象者株式については、公開買付者は、対象者から、善管注意義務の観点から特段の問題を生じさせる事由が生じていない限りは、対象者が相生産業の対象者に対する上記債務の弁済を受けるべく、対象者にて上記担保権を実行し、同担保権の実行として本公開買付けに応募する予定である旨の連絡を受けております。

2 . 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	ゼネラル株式会社																				
事 業 内 容	1 . OA 関連事業 2 . トナー関連事業 3 . 文具関連事業 4 . 不動産関連事業 5 . その他事業																				
設 立 年 月 日	昭和 15 年 8 月 7 日																				
本 店 所 在 地	大阪市城東区中央 2 丁目 15 番 20 号																				
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北田 猛																				
資 本 金	5,028,307 千円（平成 20 年 4 月 30 日現在）																				
大株主及び持株比率	<p style="text-align: right;">（平成 20 年 4 月 30 日現在）</p> <table> <tr> <td>タニヤマエンジニアリング株式会社</td> <td>14.29%</td> </tr> <tr> <td>北田 猛</td> <td>12.20%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>4.40%</td> </tr> <tr> <td>ゼネラル恒友会</td> <td>4.20%</td> </tr> <tr> <td>みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託</td> <td>4.13%</td> </tr> <tr> <td>シティバンク ロンドン エスエイ ステイチング シェル ペンションファンド（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td>1.78%</td> </tr> <tr> <td>株式会社損害保険ジャパン</td> <td>1.46%</td> </tr> <tr> <td>相生産業株式会社</td> <td>1.39%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>1.36%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>1.16%</td> </tr> </table> <p>（注 1）上記のほか、自己名義の株式が 2,798 千株（株式所有割合 16.25%）あります。</p> <p>（注 2）上記みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託の所有株式のうち信託業務に係る株式数は 711 千株です。</p>	タニヤマエンジニアリング株式会社	14.29%	北田 猛	12.20%	日本生命保険相互会社	4.40%	ゼネラル恒友会	4.20%	みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	4.13%	シティバンク ロンドン エスエイ ステイチング シェル ペンションファンド（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.78%	株式会社損害保険ジャパン	1.46%	相生産業株式会社	1.39%	株式会社みずほコーポレート銀行	1.36%	東京海上日動火災保険株式会社	1.16%
タニヤマエンジニアリング株式会社	14.29%																				
北田 猛	12.20%																				
日本生命保険相互会社	4.40%																				
ゼネラル恒友会	4.20%																				
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	4.13%																				
シティバンク ロンドン エスエイ ステイチング シェル ペンションファンド（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.78%																				
株式会社損害保険ジャパン	1.46%																				
相生産業株式会社	1.39%																				
株式会社みずほコーポレート銀行	1.36%																				
東京海上日動火災保険株式会社	1.16%																				

買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は対象者の発行済株式数の 0.06%を保有しています。
	人的関係	公開買付者の代表取締役社長である北田猛は、対象者の代表取締役社長を兼任しています。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 20 年 9 月 4 日 (木曜日) から平成 20 年 10 月 20 日 (月曜日) まで (30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式

1 株につき、金 580 円

第 1 回新株予約権

1 個につき、金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

1) 普通株式 (株券)

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するに当たり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付けの決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、株式評価報告書の提出を受けました。朝日税理士法人は対象者の株式価値を算出するにあたり、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、恣意性が排除され、客観性に優れた市場株価法及び合理性と論理性に優れた DCF 法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法 : 311 円 ~ 530 円

DCF 法 : 519 円 ~ 585 円

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下の a)乃至 d) における最小値である 311 円から最高値である 530 円であるとの説明を受けております。

e) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 311 円、当該 1 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 373 円及び当該 1 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 435 円

f) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 331 円、当該 3 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 397 円及び当該 3 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 464 円

g) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 343 円、当該 6 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額

である 412 円及び当該 6 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 481 円
h) 平成 20 年 8 月 22 日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の
過去 1 年単純平均値 379 円、当該 1 年平均値に 20%のプレミアムを加えた額であ
る 454 円及び当該過去 1 年平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 530 円

公開買付者は、上記の評価結果を参考にし、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価法による評価額の最大値である 530 円から、投資採算性の確保が可能となる DCF 法による評価額の最大値である 585 円のレンジを、一株あたりの評価額とし、検討を進めました。さらに、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に平成 20 年 9 月 3 日に本公開買付価格を 580 円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる取締役決定の日の前営業日である平成 20 年 9 月 2 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における終値 303 円に対して 91.4% (小数点以下第二位を四捨五入。) 平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 308 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 88.3% (小数点以下第二位を四捨五入。) 平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 325 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 78.5% (小数点以下第二位を四捨五入。) 平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 339 円 (小数点以下を四捨五入。) に対して 71.1% (小数点以下第二位を四捨五入。) のプレミアムを加えた価格となります。

2) 第 1 回新株予約権 (新株予約権証券)

平成 20 年 9 月 3 日現在における第 1 回新株予約権の 1 株当たりの行使価格は 540 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 580 円を下回っております。

しかしながら、第 1 回新株予約権はストック・オプションとして発行され、新株予約権の行使の条件として原則として対象者又は対象者子会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されております。また、第 1 回新株予約権の質入れその他一切の処分は認められておりません。そのため、公開買付者が第 1 回新株予約権を取得したとしてもこれを行使用することについて疑義があると解されることから、買付価格を 1 円と決定いたしました。

算定の経緯

1) 普通株式 (株券) の買付価格の決定に至る過程

公開買付者は、平成 19 年 6 月から対象者と、対象者の中長期的な企業価値の向上のため、経営の問題や将来の可能性について協議し、事業の選択と集中に関する一層の機動力の強化、成長の見込める既存事業及び新規事業への迅速な経営資源の投下等の抜本的な事業改革の検討を行ってまいりました。

その結果、上記抜本的な事業改革を機動的に実現した上で、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、本取引による非上場化が必要であると判断し、公開買付者は、本公開買付けに関する具体的な検討を開始いたしました。

そこで、公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、平成 20 年 7 月 14 日、朝日税理士法人に対して、対象者の株式価値の評価を依頼し、平成 20 年 8 月 25 日付で対象者の株式価値に関する株式評価報告書を取得しております。

朝日税理士法人は対象者の株式価値を算出するにあたり、本公開買付けのように不特

定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、恣意性が排除され、客観性に優れた市場株価法及び合理性と論理性に優れたDCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：311円～530円

DCF法：519円～585円

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下のa)乃至d)における最小値である311円から最高値である530円であるとの説明を受けております。

- a) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値311円、当該1ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である373円及び当該1ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である435円
- b) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値331円、当該3ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である397円及び当該3ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である464円
- c) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値343円、当該6ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である412円及び当該6ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である481円
- d) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1年単純平均値379円、当該1年平均値に20%のプレミアムを加えた額である454円及び当該過去1年平均値に40%のプレミアムを加えた額である530円

公開買付者は、上記の評価結果を参考にし、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価法による評価額の最大値である530円から、投資採算性の確保が可能となるDCF法による評価額の最大値である585円のレンジを、一株あたりの評価額とし、検討を進めました。さらに、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいかことや、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、対象者と協議・交渉した結果、最終的に平成20年9月3日に本公開買付価格を580円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる取締役決定の日の前営業日である平成20年9月2日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における終値303円に対して91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値308円（小数点以下を四捨五入。）に対して88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円（小数点以下を四捨五入。）に対して78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円（小数点以下を四捨五入。）に対して71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

2) 第1回新株予約権（新株予約権証券）の買付価格の決定に至る過程

平成20年9月3日現在における第1回新株予約権の1株当たりの行使価格は540円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格580円を下回っております。

しかしながら、第1回新株予約権はストック・オプションとして発行され、新株予約権の行使の条件として原則として対象者又は対象者子会社の取締役、監査役、従業員であることが要求されております。また、第1回新株予約権の質入れその他一切の処分は認められておりません。そのため、公開買付者が第1回新株予約権を取得したとしてもこれを行使用することについて疑義があると解されることから、買付価格を1円と決定いたしました。

た。

3) 買付価格の公正性を担保するための措置について

対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるなぎさ監査法人を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

なぎさ監査法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成20年8月29日に、なぎさ監査法人から対象者の株式価値の算定に関する株価算定書を取得しました。なぎさ監査法人は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出した事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価方式、DCF法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株価算定書では、1株当たり株式価値は市場株価方式では305円から344円、DCF法では543円から580円として算定されています。

なお、市場株価方式については、対象者の評価基準日を平成20年8月29日として、1ヶ月出来高加重平均株価で305円、3ヶ月出来高加重平均株価で331円、6ヶ月出来高加重平均株価で344円と株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を305円から344円と算定されています。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株価算定書の算定結果を参考とした上、対象者のファイナンシャルアドバイザーであるGCASの助言を受けながら、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当り、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、西村あさひ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。さらに対象者の取締役会は、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を独自に指名し、佐藤総合法律事務所から本取引に関する取締役会の意思決定の方法について法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成20年9月3日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を30営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、()対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者が担保権を有するタニヤマエンジニアリング名義の対象者株式(株式所有割合14.29%)を同担保権の実行として本公開買付けに応募する方針を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害す

るおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

対象者の代表取締役社長である北田猛は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。また、対象者の取締役である北田恵一は、北田猛の実弟であることに鑑み、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加しておりません。また、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加しておりません。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛及び北田猛の実弟である北田恵一の2名以外の対象者の取締役及び監査役的全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役の全員一致で決議されております。なお、永沢徹監査役は、一般的にMBOの取引構造上、公開買付けを実施する者に出資する可能性のある発行会社の取締役についても、発行会社と利害が相反すると考えられるため、公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議に参加すべきではなく、本件においても公開買付者に対象者の取締役が出資する可能性があるため、本公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議を行うべきではない、また、中長期的な企業価値向上の観点より、北田猛氏以外の取締役も公開買付者へ出資すべきである、との意見を表明しております。この点、北田猛氏以外の対象者の取締役は公開買付者へ出資の可能性はないものの、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたり、企業価値向上に努めてゆく予定である旨を永沢徹監査役には説明しております。

算定機関との関係

該当事項はありません

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
10,121,000 (株)	10,121,000 (株)	

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数の下限」(10,121,000株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 株式に換算した買付予定数は、対象者の第70期半期報告書(提出日:平成20年7月18日)に記載された平成20年7月18日現在の対象者の発行済株式総数(17,218,543株)に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数(2,798,000株)を控除した株式数(14,730,543株)に3分の2を乗じた株式数(9,820,362株)に、公開買付者が行使できない第1回新株予約権310個を株式に換算した議決権310,000株を加え、届出書提出日現在に公開買付者が保有している対象者株式10,000株を控除した株式数(10,120,362株)の単元未満に係る数を切り上げた株式数(10,121,000株)です。

(注3) 対象者はその保有する自己株式を処分しない予定とのことであり、自己株式については本公開買付けへ応募されない見込みです。対象者は、相生産業の対象者に対する債務を担保するため、タニヤマエンジニアリングから、タニヤマエンジニアリングが保有する対象者株式(株式所有割合14.29%)に担保権の設定を受けており、かかるタニヤマエンジニアリング保有の対象者株式については、公開買付者は、対象者から、善管注意義務の観点から特段の問題を生じさせる事由が生じていない限りは、対象者が相生産業の対象者に対する上記債務の弁済を受けるべく、対象者にて上記担保権を実行し、同担保権の実行として本公開買付けに応募する予定である旨の連絡を受けてお

ります。

- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人又は復代理人(下記「7. 応募及び契約の解除の方法、(1) 応募の方法」においてそれぞれ記載されるものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注5) 公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数は、株式に換算して14,720,543株となります。これは、対象者の第70期半期報告書(提出日:平成20年7月18日)に記載された平成20年7月18日現在の発行済株式総数(17,218,543株)に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数(2,798,000株)及び届出書提出日現在に公開買付者が保有している対象者株式10,000株を控除した株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	10 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,098 個	(買付け等前における株券等所有割合 14.63%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	10,121 個	(買付け等後における株券等所有割合 68.71%)
対象者の総株主等の議決権の数	14,342 個	

(注 1) 「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を分母にしております。

(注 2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (10,121,000株) に係る議決権の数を記載しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注 4) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者の所有する株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注 5) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第70期半期報告書 (提出日：平成20年7月18日) に記載された平成20年4月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、第1回新株予約権及び単元未満株式についても、本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」においては、上記半期報告書に記載された平成20年7月18日現在の発行済株式総数 (17,218,543株) に、平成20年6月30日現在に存在した第1回新株予約権2,100個から、その翌日から届出書提出日現在までに第1回新株予約権者である対象者取締役が権利放棄した1,790個を控除した310個を株式に換算した310,000株を加え、本公開買付けを通じて取得する予定がない平成20年4月30日時点の対象者の自己株式数 (2,798,000株) を控除した14,730,543株に係る議決権の数 (14,730個) を分母として計算しております。

(7) 買付代金 5,870 百万円

「買付代金」には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数 10,121,000 株に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、最大買付数 (普通株式 14,410,543 株及び新株予約権 310 個) を買付けた場合の買付代金は 8,358 百万円になります。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成20年10月27日 (月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地 (外国人株主等の場合はその常任代理人の住所) 宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付

をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回を行った場合は本公開買付けの撤回を行った日）以降速やかに、下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限（10,121,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限（10,121,000 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付け票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除にともなう損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

す。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成20年9月4日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し
「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である北田猛（株式所有割合 12.18%）からは、ゼネラル役員持株会の理事長として同持株会の会員から信託された対象者株式 5,643 株を除いた対象者株式（株式所有割合 12.14%）について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、対象者は、相生産業の対象者に対する債務を担保するため、タニヤマエンジニアリングから、タニヤマエンジニアリングが保有する対象者株式（株式所有割合 14.29%）に担保権の設定を受けており、かかるタニヤマエンジニアリング保有の対象者株式については、公開買付者は、対象者から、善管注意義務の観点から特段の問題を生じさせる事由が生じていない限りは、対象者が相生産業の対象者に対する上記債務の弁済を受けるべく、対象者にて上記担保権を実行し、同担保権の実行として本公開買付けに応募する予定である旨の連絡を受けております。

公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

対象者は、大正3年（1914年）に和紙カーボン紙の製造・販売を目的とする東洋複写紙合資会社として創業いたしました。創業後、商品の品質改良に力を注いだ結果、対象者の「ミカド印」の和紙カーボン紙は全国の銀行・企業に普及いたしました。時代の流れに応じていち早く洋紙カーボン紙「ゼネラル」の製造・販売事業にも乗り出し、結果、対象者の商品は全国を抑え、カーボン紙でトップシェアを占めるに至りました。対象者は、株式会社への改組、商号変更を経ながらも、カーボン紙メーカーを出発点として構築したお客様からの信頼、塗工技術を武器に、ファブリックリボン、熱転写リボン等のOA関連商品の製造販売、リユーストナーカートリッジの販売等にも進出し、順調に事業を拡大して参りました。

しかしながら、近年では、企業活動のペーパーレス化・IC化の推進によるOA関連業界の市場規模縮小、原油高に始まる材料コストの増大及び運賃等の経費増加、並びに、OA関連事業・トナー関連事業における販売競争の激化等により、対象者グループを取巻く経営環境は厳しいものとなっております。

対象者は、このような経営環境に機動的に対応するため、平成17年に持株会社体制へと移行し、創業以来培ってきた塗工技術を生かせる事業に経営資源を投下する一方、不採算事業の売却を行って参りました。具体的には、印字媒体製品のグローバルな供給体制の強化、トナーリサイクルビジネスの生産拠点の集積化並びに市場調査・顧客情報に基づいたリユース商品群の確立及び品質向上のための研究開発、平成19年4月の対象者子会社であったゼネラル興産株式会社の株式交換による完全子会社化、平成19年12月の対象者完全子会社であるゼネラルテクノロジー株式会社が営む昇華型熱転写記録材の製造及び販売事業の大日本印刷株式会社に対する譲渡等が挙げられます。

しかしながら、対象者グループを取巻く経営環境は依然として厳しく、主力商品であるOA関連業界では関連機器の技術革新により商品の多様化と短命化が進み、競争のより一層の激化が想定されます。また、トナーカートリッジのリサイクルビジネスにおきましても、消費者の環境保護意識の定着等によりリユースカートリッジの普及率は向上しておりますが、今後品質による商品の差別化が進み、更なる価格及び品質の競争力が求められる状況となっております。

そのため、対象者の代表取締役社長であり、かつ、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛は、事業の選択と集中に関する一層の機動力の強化、成長の見込める既存事業及び新規事業への迅速な経営資源の投下等、抜本的な事業改革が対象者の喫緊の経営課題であると認識しております。

ただし、かかる抜本的な事業改革を実行する過程では、一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらは対象者の業績のみならず、対象者の株主及び第1回新株予約権者の皆様に対しても短期的にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。そこで、対象者が、中長期的に企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な改革を機動的に実現するためには、短期的な業績に左右されることなく、株主、経営陣及び従業員が一体となってこれに取り組む必要がございます。そのため、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛は、対象者が上記の抜本的な改革を実施した上で、中長期的な企業価値の向上を目指すためには、本取引による非上場化が必要であると考えました。

以上の通り、公開買付者は、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主及び第1回新株予約権者の皆様にその保有する株式及び第1回新株予約権の売却の機会をご提供しつつ、本取引による対象者の非上場化を行うことが最善であるとの結論に至ったことから、本公開買付けの実施を決定したものです。

利益相反回避措置の内容

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法及びDCF法による評価を実施した結果、市場株価法によれば311円から530円が相当であり、DCF法によれば519円から585円が相当であるとの評価を下しております。公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の取締役決定の日の前営業日である平成20年9月2日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値303円に対して91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値308円（小数点以下を四捨五入。）に対して88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円（小数点以下を四捨五入。）に対して78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円（小数点以下を四捨五入。）に対して71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号及び府令第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第1回新株予約権をも含めておりますが、第1回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者は、権利行使時に、原則として対象者又は対象者子会社の取締役、監査役、従業員であることを要するという条件）等に照らして、第1回新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しています。

一方、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の1つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、

対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるなぎさ監査法人を独自に選定し、対象者の株式価値算定を依頼しました。

なぎさ監査法人は、対象者の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、それらの情報を踏まえて対象者の株式価値を算定しました。そして、対象者の取締役会は、平成 20 年 8 月 29 日に、なぎさ監査法人から対象者の株式価値の算定に関する株価算定書を取得しました。なぎさ監査法人は、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出した事業計画等に基づき、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価方式、DCF法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。かかる株価算定書では、1株当たり株式価値は市場株価方式では 305 円から 344 円、DCF法では 543 円から 580 円として算定されています。

なお、市場株価方式については、対象者の評価基準日を平成 20 年 8 月 29 日として、1ヶ月出来高加重平均株価で 305 円、3ヶ月出来高加重平均株価で 331 円、6ヶ月出来高加重平均株価で 344 円と株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を 305 円から 344 円と算定されています。

対象者の取締役会は、公開買付者による本公開買付価格について、上記の株価算定書の算定結果を参考とした上、対象者のファイナンシャルアドバイザーであるG C A Sの助言を受けながら、慎重に検討した結果、本公開買付価格は適正な水準にあるものと判断いたしました。

また、対象者は、公開買付者からの本取引についての提案を検討するに当り、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を独自に指名し、本取引に関する法的助言について依頼しました。対象者は、西村あさひ法律事務所の法的助言を受けながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件等につき慎重に協議・検討を行い、公開買付者と十分な協議・交渉を行いました。さらに対象者の取締役会は、法律顧問として、対象者及び公開買付者から独立した第三者である佐藤総合法律事務所を独自に指名し、佐藤総合法律事務所から本取引に関する取締役会の意思決定の方法について法的助言を受け、法律意見書を取得した上で、本公開買付価格及び本公開買付けの諸手続を含む諸条件は妥当であると判断し、平成 20 年 9 月 3 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の対象者取締役会決議をしております。

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに関する公開買付期間を 30 営業日と設定しております。この公開買付期間を比較的長期間にすることにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、買付価格の適正性の担保とすることを企図しております。なお、対象者と公開買付者は、()対象者が公開買付者の対抗者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者の本公開買付けに対する意見を変更することを禁止・制限する条項、()公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れた場合において対象者が担保権を有するタニヤマエンジニアリング名義の対象者株式(株式所有割合 14.29%)を同担保権の実行として本公開買付けに応募する方針を変更することを禁止・制限する条項等を含め、公開買付者以外に対抗的な買付け等を行う者が現れる機会を実質的に阻害するおそれのある条項を含む合意を行っておりません。

対象者の代表取締役社長である北田猛は、公開買付者の代表取締役社長兼株主でもあり、本取引に係る対象者における全ての決議について特別利害関係を有するものと判断し、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。また、本取引に関して、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。また、対象者の取締役である北田恵一は、北田猛の実弟であることに鑑み、対象者取締役会決議を含む本取引に関する全ての決議について、その審議及び決議に参加していません。また、本取引に関し、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には一切参加していません。

ん。

対象者取締役会決議には、公開買付者の代表取締役社長兼株主である北田猛及び北田猛の実弟である北田恵一の2名以外の対象者の取締役及び監査役全員が出席し、上記の賛同表明は、決議に参加した対象者の取締役全員一致で決議されております。また、対象者の監査役のうち永沢徹監査役以外の監査役はいずれも対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成の意を表しております。なお、永沢徹監査役は、一般的にMBOの取引構造上、公開買付けを実施する者に出資する可能性のある発行会社の取締役についても、発行会社と利害が相反すると考えられるため、公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議に参加すべきではなく、本件においても公開買付者に対象者の取締役が出資する可能性があるため、本公開買付けに関する意見を決定する取締役会決議を行うべきではない、また、中長期的な企業価値向上の観点より、北田猛氏以外の取締役も公開買付者へ出資すべきである、との意見を表明しております。この点、北田猛氏以外の対象者の取締役は公開買付者へ出資の可能性はないものの、本公開買付け終了後も継続して対象者の経営にあたり、企業価値向上に努めてゆく予定である旨を永沢徹監査役には説明しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に対象者の全株式等を保有することを企図し、また、対象者の非上場化(上場廃止)を目的としているため、本公開買付けにおいて買付けを行う株式数に上限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの結果、株式会社大阪証券取引所市場第二部の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券等は、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用のある法令に従い、対象者の全株式の取得をすることを予定しています。その場合にも対象者の株券等は、上場廃止基準に従い上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者の株式を株式会社大阪証券取引所市場第二部において取引することができなくなり、これを将来売却することが困難となること予想されます。

また、対象者は、平成20年9月3日開催の取締役会において、平成20年10月期の期末配当(予定)の不実施を決議しております。

なお、対象者は、平成20年8月25日付で、個人株主1名より、対象者の監査役へ、公開買付者の代表取締役兼株主である北田猛を含む対象者の取締役への訴訟の提起請求を受けております。同提起請求の内容は、対象者の第69期(平成18年11月から平成19年10月まで)計算書類の連結損益計算書の特別損失、製品保証費用114百万円に関するものですが、対象者は、当該取引にかかる対象者の取締役の損害賠償義務はないものと認識しているとの発表をしております。

以上

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関わる株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株等式等を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本

公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとします。

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2つ以上の報道機関に公開された時刻）から12時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。